

令和7年第1回定例会（令和7年2月21日）

議 案 概 要

種別	番号	議 案	概 要
報告	1	請願の処理経過及び結果報告の件	受理請願の処理経過及び結果について、報告しようとするもの。 1件（久保町JR阪和線高架下に関する請願）
	2	処分報告（令和6年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件	<p>令和6年度貝塚市一般会計予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年1月9日付けで専決処分を行ったので、その内容を報告しようとするもの。</p> <p>○補正額 4億660万9千円</p> <p>（歳出） 民生費 4億660万9千円 物価高騰対策給付金事業</p> <p>（歳入） 国庫支出金</p> <p>○繰越明許費</p> <p>民生費 物価高騰対策給付金事業 4億660万9千円</p>
議案	1	手数料条例の一部を改正する条例制定の件	<p>指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査及び水圧検査に係る手数料について、危険物の製造所等の設置許可に係る検査手数料に準じて区分の見直しを行うため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>（主な内容）</p> <p>○追加する水張検査に係る手数料の区分及び額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10,000ℓ を超え1,000,000ℓ 以下のタンク 11,000円 ・1,000,000ℓ を超え2,000,000ℓ 以下のタンク 15,000円 ・2,000,000ℓ を超えるタンク 15,000円に1,000,000ℓ 又は当該容量未満の端数を増すごとに4,400円を加えた額 <p>○追加する水圧検査に係る手数料の区分及び額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・600ℓ を超え10,000ℓ 以下のタンク 11,000円 ・10,000ℓ を超え20,000ℓ 以下のタンク 15,000円 ・20,000ℓ を超えるタンク 15,000円に10,000ℓ 又は当該容量未満の端数を増すごとに4,400円を加えた額 <p>○施行日 公布の日</p>

種別	番号	議案	概要
議案	2	貝塚市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定の件	<p>貝塚市立子育て支援センターの移転に伴い、その位置を変更するため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○位置の変更 (現行) 貝塚市名越 108 番地 → 貝塚市三ツ松 2229 番地 2 ○施行日 令和 7 年 4 月 1 日
	3	貝塚市幼児教室条例の一部を改正する条例制定の件	<p>貝塚市幼児教室の移転に伴い、その位置を変更するほか、児童発達支援を利用する者に対し、給食を実施するため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○位置の変更 (現行) 貝塚市名越 108 番地 → 貝塚市三ツ松 2206 番地 2 ○給食の提供に係る費用 規則で定める額 ○施行日 令和 7 年 4 月 1 日
	4	貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」が令和 6 年 12 月 11 日に公布され、同令の規定による建設業法施行令の一部改正規定が、一部を除き同月 13 日から施行されたことに伴い、同令の引用部分における条番号のずれの修正を行うため、本条例を改正しようとするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施行日 公布の日
	5	債権の放棄について議決を求める件	<p>貝塚市債権管理条例に基づき、徴収不能な各種債権の放棄について、議会の議決を得ようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放棄する債権 <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅使用料等 186 件 1,963,500 円 ・水道料金 95 件 121,549 円 ・市立貝塚病院診療費個人負担分 9 件 54,990 円
	6	市道の路線を認定する件	<p>次のとおり、市道の路線を認定しようとするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定する路線 <ul style="list-style-type: none"> ・麻生中27号線 道路拡幅により新たに認定するもの ・水間18号線 住宅開発により築造され、帰属を受けたもの ・沢43号線 住宅開発により築造され、帰属を受けたもの

種別	番号	議案	概要	要
議案	7	令和6年度貝塚市一般会計補正予算(第11号)の件	<p>○補正額 8億8,485万3千円</p> <p>(歳出)</p> <p>総務費 3億8,660万4千円</p> <p>民生費 2億3,703万9千円</p> <p>衛生費 313万4千円</p> <p>商工費 3,353万4千円</p> <p>消防費 1,054万8千円</p> <p>教育費 8,198万5千円</p> <p>諸支出金 1億3,200万9千円</p> <p>(歳入)</p> <p>地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、府支出金、財産収入、寄附金、繰入金及び市債</p>	<p>退職手当、市民文化会館指定管理者光熱水費補助金、旧市民福祉センター跡地地下埋設物処理負担金、まち・ひと・しごと創生基金積立事業、国・府支出金等返還金</p> <p>福祉型コミュニティバス運行臨時補助金、特別会計繰出金(後期高齢者医療)、特別会計繰出金(介護保険)、保育所等支援事業、すくすく子ども館施設管理事業、すくすく子ども館解体撤去工事設計業務委託料、医療扶助費</p> <p>岸和田市貝塚市清掃施設組合負担金、一般廃棄物収集運搬費補助金、し尿汲み取り事業者補助金、市立貝塚病院医療機器・施設等整備基金積立事業、上水道事業負担金(被災地派遣)</p> <p>地域ポイントプレミアム事業負担金</p> <p>大阪航空消防運営費負担金(令和6年度増額分)、備蓄物品整備事業備品購入費(災害用自動ラップ式トイレ)、安心・安全なまちづくり基金積立事業</p> <p>学校園給食食材費補助金(物価高騰分)、西小学校屋内運動場内壁面改修工事、南小学校下水道接続工事、中学校給食食材費補助金(物価高騰分)、第三中学校防犯カメラ設置工事、西幼稚園防犯カメラ設置工事</p> <p>公共施設等整備基金積立事業、減債基金積立事業</p>
				(次頁に続く。)

種別	番号	議案	概要	要																								
議案		(令和6年度貝塚市一般会計補正予算(第11号)の件)	<p>○債務負担行為補正(変更)</p> <p>官民連携手法を用いた公共施設等のLED照明調達事業 期間 令和6年度～令和18年度 限度額 (変更前) 12億4,153万7千円 (変更後) 14億3,352万円</p> <p>○繰越明許費</p> <table border="0"> <tr> <td>総務費</td> <td>三館等合同施設整備事業</td> <td>203万7千円</td> </tr> <tr> <td>民生費</td> <td>すくすく子ども館施設等整備事業</td> <td>575万4千円</td> </tr> <tr> <td>商工費</td> <td>地域ポイントプレミアム事業(臨時)</td> <td>3,353万4千円</td> </tr> <tr> <td>消防費</td> <td>備蓄物品整備事業</td> <td>944万5千円</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>小学校管理事業(臨時)</td> <td>7,179万9千円</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>中学校管理事業(臨時)</td> <td>144万1千円</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>幼稚園管理事業(臨時)</td> <td>376万9千円</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>山手施設整備事業</td> <td>360万1千円</td> </tr> </table>	総務費	三館等合同施設整備事業	203万7千円	民生費	すくすく子ども館施設等整備事業	575万4千円	商工費	地域ポイントプレミアム事業(臨時)	3,353万4千円	消防費	備蓄物品整備事業	944万5千円	教育費	小学校管理事業(臨時)	7,179万9千円	教育費	中学校管理事業(臨時)	144万1千円	教育費	幼稚園管理事業(臨時)	376万9千円	教育費	山手施設整備事業	360万1千円	
総務費	三館等合同施設整備事業	203万7千円																										
民生費	すくすく子ども館施設等整備事業	575万4千円																										
商工費	地域ポイントプレミアム事業(臨時)	3,353万4千円																										
消防費	備蓄物品整備事業	944万5千円																										
教育費	小学校管理事業(臨時)	7,179万9千円																										
教育費	中学校管理事業(臨時)	144万1千円																										
教育費	幼稚園管理事業(臨時)	376万9千円																										
教育費	山手施設整備事業	360万1千円																										
	8	令和6年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件	<p>○補正額 3億6,360万円</p> <p>(歳出)</p> <table border="0"> <tr> <td>保険給付費</td> <td>3億6,360万円</td> <td>居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費</td> </tr> </table> <p>(歳入)</p> <p>国庫支出金、支払基金交付金、府支出金及び繰入金</p>	保険給付費	3億6,360万円	居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費																						
保険給付費	3億6,360万円	居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費																										
	9	令和6年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件	<p>○補正額 0円</p> <p>(歳入)</p> <table border="0"> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>△600万6千円</td> <td>特別徴収保険料</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>600万6千円</td> <td>事務費繰入金</td> </tr> </table>	後期高齢者医療保険料	△600万6千円	特別徴収保険料	繰入金	600万6千円	事務費繰入金																			
後期高齢者医療保険料	△600万6千円	特別徴収保険料																										
繰入金	600万6千円	事務費繰入金																										
	10	令和6年度貝塚市水道事業会計補正予算(第2号)の件	<p>○収益的収入</p> <p>・収入補正額 101万7千円</p> <p>(収入)</p> <table border="0"> <tr> <td>水道事業収益</td> <td>101万7千円</td> <td>災害救助法に基づく求償事務手続きに係る求償額</td> </tr> </table> <p>○資本的収入及び支出</p> <p>・収入補正額 6,776万円</p> <p>(収入)</p> <table border="0"> <tr> <td>資本的収入</td> <td>6,776万円</td> <td>整備事業、防災・安全交付金</td> </tr> </table> <p>(次頁に続く。)</p>	水道事業収益	101万7千円	災害救助法に基づく求償事務手続きに係る求償額	資本的収入	6,776万円	整備事業、防災・安全交付金																			
水道事業収益	101万7千円	災害救助法に基づく求償事務手続きに係る求償額																										
資本的収入	6,776万円	整備事業、防災・安全交付金																										

種別	番号	議案	概要
議案		(令和6年度貝塚市水道事業会計補正予算(第2号)の件)	<ul style="list-style-type: none"> ・支出補正額 1億3,691万7千円 (支出) 資本的支出 1億3,691万7千円 三ヶ山配水場No.1配水池耐震補強詳細設計業務、畑村木積線送配水管布設替工事
	11	令和6年度貝塚市下水道事業会計補正予算(第3号)の件	<ul style="list-style-type: none"> ○債務負担行為補正(廃止) 官民連携手法を用いた公共施設等のLED照明調達事業 期間 令和6年度～令和18年度 限度額 2,808万3千円
	12	令和6年度貝塚市病院事業会計補正予算(第4号)の件	<ul style="list-style-type: none"> ○資本的収入 ・収入補正額 5,820万円 (収入) 資本的収入 5,820万円 医療機器整備事業、施設改良事業 ○債務負担行為補正(廃止) 官民連携手法を用いた公共施設等のLED照明調達事業 期間 令和6年度～令和18年度 限度額 1億6,390万円
	13	貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が令和6年5月31日に公布され、一部の規定を除き本年4月1日から施行されること(以下「育児・介護休業法等の改正」という。)に伴い、超過勤務の制限の見直しを行うほか、国家公務員において講じられる措置に準じて仕事と介護の両立支援制度等の強化を行うため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○超過勤務の制限の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・職員が養育する子の年齢要件の緩和 (現行) 3歳未満の子 → 小学校就学の始期に達するまでの子 ○両立支援制度等の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・家族の介護を要する状況に至った職員に対する、個別の両立支援制度等に係る周知及び意向確認の実施 ・40歳に達した職員に対する両立支援制度等の周知 ・職員に対する両立支援制度等に係る研修及び相談体制の整備 ○施行日 令和7年4月1日
14	貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>育児・介護休業法等の改正に伴い、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の引用部分における条項番号のずれの修正を行うため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>○施行日 令和7年4月1日</p>	

種別	番号	議案	概要
議案	15	貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例制定の件	<p>令和6年8月8日付けで国家公務員の給与について人事院勧告が行われたこと（以下「人事院勧告」という。）に伴い、これに準じて本市の一般職の職員の諸手当の改定を行うほか、「雇用保険法等の一部を改正する法律」が同年5月17日に公布され、同法の規定による国家公務員退職手当法の一部改正規定が本年4月1日から施行されることに伴い、これに準じて失業者の退職手当に係る規定の整備を行うため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>（主な内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域手当の支給割合の改定 （現行）100分の6 → 100分の10 2. 管理職員特別勤務手当に係る支給対象時間の拡大 （現行）午前0時から午前5時まで → 午後10時から翌日の午前5時まで 3. 定年前再任用短時間勤務職員に係る住居手当の新設 【参考】住居手当の月額 家賃の月額の2分の1に相当する額（上限28,000円） 4. 令和7年度における扶養手当の改定 （定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等を除く。5において同じ。） <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者に係る扶養手当 <ul style="list-style-type: none"> ・事務、技能職給料表及び医療職給料表に掲げる職務の級が1級及び2級以外の級である職員 （現行）6,500円 → 3,000円 ・事務、技能職給料表に掲げる職務の級が1級及び2級である職員 （現行）3,500円 → 廃止 ○子に係る扶養手当 <ul style="list-style-type: none"> ・事務、技能職給料表及び医療職給料表の適用を受ける職員 （現行）10,000円 → 11,500円 5. 令和8年度以降における扶養手当の改定 <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者に係る扶養手当 <ul style="list-style-type: none"> ・事務、技能職給料表及び医療職給料表に掲げる職務の級が1級及び2級以外の級である職員 （令和7年度）3,000円 → 廃止 ○子に係る扶養手当 <ul style="list-style-type: none"> ・事務、技能職給料表及び医療職給料表の適用を受ける職員 （令和7年度）11,500円 → 13,000円 6. 失業者の退職手当に係る規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○就業促進手当に相当する退職手当の支給対象の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・（現行）職業に就いた者 → 安定した職業に就いた者 ○地域延長給付に相当する退職手当の暫定措置の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・（現行）令和7年3月31日まで → 令和9年3月31日まで 7. 施行日 令和7年4月1日（上記5にあつては、令和8年4月1日）

種別	番号	議案	概要
議案	16	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>人事院勧告に伴い、これに準じて本市の暫定再任用職員等に対し住居手当を支給することとするほか、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が令和6年12月25日に公布され、同法の規定による「地方公務員法の一部を改正する法律」の一部改正規定が本年4月1日から施行されることに伴い、同法の引用部分における項番号のずれの修正を行うため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>○施行日 令和7年4月1日</p>
	17	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>消防職員が従事する潜水器具を着用した潜水作業及び訓練の特殊性を考慮し、当該業務に従事した職員に対し潜水作業従事手当を支給することとするほか、国家公務員が大規模災害の被災地において救助活動等に従事した場合に特殊勤務手当が支給されることに鑑み、本市においても緊急消防援助隊として出動し、消防の応援等に従事した消防職員に対し緊急消防援助隊出動手当を支給することとするため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <p>○潜水作業従事手当の額 業務1件につき230円</p> <p>○緊急消防援助隊出動手当の額 1日につき2,160円</p> <p>○施行日 令和7年4月1日</p>
	18	貝塚市開発行為等の手続等に関する条例制定の件	<p>開発行為等の適正かつ円滑な実施を確保し、もって良好な都市環境の保全及び形成を図ることを目的として、市の区域内において開発行為等を行う場合における手続等を定めるため、本条例を制定しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <p>○適用の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の区域内において行われる開発行為、建築行為、道路の位置指定等及び宅地造成等(一定の場合を除く。) <p>○事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等に係る許可等の手続の前に行うべき市長その他関係機関との協議に係る義務について規定 <p>○違反者に対する勧告等及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反の是正に関する勧告及び命令並びにこれらに従わない場合に当該違反者の氏名、とるべき措置の内容等の公表を可能とする旨を規定 <p>○施行日 令和7年4月1日</p>
	19	貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和6年6月21日に公布され、本年6月1日から施行されることに伴い、同令の引用部分における条番号のずれの修正を行うため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>○施行日 令和7年6月1日</p>

種別	番号	議案	概要
議案	20	貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>上下水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させる組織として、「貝塚市上下水道事業経営審議会」を設置するとともに、同審議会の委員報酬を定めるため、「貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」及び「貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を改正しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称 貝塚市上下水道事業経営審議会 ○担当事務 上下水道事業の中長期的な経営及び計画に関する事項その他重要事項についての調査審議に関する事務 ○委員報酬 日額 8,000 円 ○施行日 令和 7 年 4 月 1 日
	21	貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>「地方自治法の一部を改正する法律」が令和 6 年 6 月 26 日に公布され、一部の規定が公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、地方自治法の引用部分における条番号のずれの修正を行うため、「貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」及び「貝塚市病院事業の設置等に関する条例」を改正しようとするもの。</p> <p>○施行日 公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日</p>
	22	貝塚市下水道条例の一部を改正する条例制定の件	<p>「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえ、責任技術者を営業所ごとに「専属する者」から「選任する者」に見直すほか、「下水道法施行令の一部を改正する政令」が令和 6 年 1 月 4 日に公布され、一部の規定が本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の文言整理を行うため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>○施行日 令和 7 年 4 月 1 日</p>
	23	貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>本市病院事業として経営する病院の診療科目として、新たに「循環器内科」及び「腫瘍内科」を追加するとともに、現行の診療科目について、「放射線科」を「放射線診断科」及び「放射線治療科」に再編するため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>○施行日 令和 7 年 4 月 1 日</p>
	24	令和 7 年度貝塚市一般会計予算の件	別紙のとおり

種別	番号	議案	概要
議案	25	令和7年度貝塚市国民健康保険事業特別会計予算の件	別紙のとおり
	26	令和7年度貝塚市財産区特別会計予算の件	別紙のとおり
	27	令和7年度貝塚市介護保険事業特別会計予算の件	別紙のとおり
	28	令和7年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計予算の件	別紙のとおり
	29	令和7年度貝塚市水道事業会計予算の件	別紙のとおり
	30	令和7年度貝塚市下水道事業会計予算の件	別紙のとおり
	31	令和7年度貝塚市病院事業会計予算の件	別紙のとおり